

令和5年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート 新築又は取得用 【正誤表】

<p>正</p>	<p>令和5年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 新築又は取得用 二面</p> <p>○「非課税限度額」に関する事項【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>No. 12</p> <p>※1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。</p> <p>※2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。</p> <p>(1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 令和5年3月31日まで(注)に、その証明のための家屋の調査が終了したもの</p> <p>(2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その取得の日前2年以内又は令和5年3月31日まで(令和4年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあつては、取得の日以後6か月以内)(注)に、その証明のための家屋の調査が終了したもの</p> <p>(注) 令和5年4月1日以後に居住の用に供される家屋の場合は、(1)で「令和5年3月31日まで」とあるのは「その家屋の取得の日前」と、(2)で「その取得の日前2年以内又は令和5年3月31日まで(令和4年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあつては、取得の日以後6か月以内)」とあるのは「その取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内」となります。</p> <p>※3 長期優良住宅建築等計画等の(変更)認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。</p> <p>※4 認定に基づく地位の承継があつた場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。</p> <p>※5 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書(若しくはその写し)を除きます。</p>	<p>誤</p>	<p>令和5年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 新築又は取得用 二面</p> <p>○「非課税限度額」に関する事項【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>No. 12</p> <p>※1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。</p> <p>※2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。</p> <p>(1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 令和5年3月31日まで(注)に、その証明のための家屋の調査が終了したもの</p> <p>(2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その取得の日前2年以内又は令和5年3月31日まで(令和5年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあつては、取得の日以後6か月以内)(注)に、その証明のための家屋の調査が終了したもの</p> <p>(注) 令和5年4月1日以後に居住の用に供される家屋の場合は、(1)で「令和5年3月31日まで」とあるのは「その家屋の取得の日前」と、(2)で「その取得の日前2年以内又は令和5年3月31日まで(令和5年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあつては、取得の日以後6か月以内)」とあるのは「その取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内」となります。</p> <p>※3 長期優良住宅建築等計画等の(変更)認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。</p> <p>※4 認定に基づく地位の承継があつた場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。</p> <p>※5 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書(若しくはその写し)を除きます。</p>
----------	--	----------	--

下線部が修正箇所である。